

第1回横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和7年5月21日(水) 14時00分～15時30分
開 催 場 所	瀬谷区役所4階会議室
出 席 者	選定委員：中西委員長、小川委員、阿部委員、大柴委員、嶋貫委員（計5人） 事務局5人
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開（議事3以降）（傍聴者1人）
議 題	1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 委員会の公開・非公開について 3 横浜市瀬谷公会堂選定スケジュールについて 4 公募要項・仕様書・特記仕様書・評価基準項目・応募関係書類について 5 その他
決 定 事 項	1 委員長に中西委員を選出、職務代理者に小川委員を指名。 2 第1回委員会は、議題3以降を非公開とする。 第2回委員会は、応募団体間の公平性及び適正な審査が阻害される恐れがある議案について非公開とする。 3 事務局案のとおり決定。（第2回委員会は8月21日（木）開催） 4 公募要項・仕様書・特記仕様書・評価基準項目・応募関係書類の内容について確認。公募要項及び特記仕様書は一部修正し、それ以外については、原案のとおり決定。修正内容の確認は、委員長に一任することで決定。
議 事	1 委員長及び職務代理者の選出について 互選により委員長に中西委員を選出し、職務代理者に小川委員を指名。 2 委員会の公開・非公開について 第1回委員会は、公募の公平性及び公正性を担保するため、議題3以降を非公開とすることで決定。第2回委員会は、応募団体間の公平性及び適正な審査が阻害される恐れがある議案について非公開とすることで決定。 3 横浜市瀬谷公会堂選定スケジュールについて 事務局案のとおり決定。（第2回委員会は8月21日（木）） （委員） 応募書類の受付から第2回委員会の間に委員がやるべきことはあるか。 （事務局） 応募団体から提出された書類を事前に委員の皆様にお渡しし、書類の確認をしていただいた上で、第2回委員会に臨んでいただく。なお、一部委員には、応募団体の財務諸表についてもご確認いただく。

- 4 公募要項・仕様書・特記仕様書・評価基準項目・応募関係書類について
- (事務局) 公募要項・仕様書・特記仕様書・評価基準項目・応募関係書類の原案を説明。また、最低基準点は加点項目を除く配点合計の6割、同点の場合は委員長の決定とすることを提案。
- (委員) 公募要項及び特記仕様書を一部修正し、それ以外については、原案のとおり承認。修正内容の確認については、委員長に一任する。
- <議題4に関する意見交換>
- (委員) 公募型プロポーザル方式とはどういうものか。
- (事務局) 事業者の選定にあたり、単に金額を比較するだけでなく、事業者からの提案内容を加味して事業者を選定する方式のこと。
- (委員) 欠格事項について、団体と直接関与しているというのは、どの範囲までか。
- (事務局) 基本的には、本人であると考えている。ガイドラインなどを確認し、必要があれば判断基準がより明確になるよう公募要項を修正する。
- (委員) 選定結果の通知について、順位ごとに通知内容が異なるが、ホームページに結果を公表するのであれば、同じ内容を通知すればよいのではないか。丁寧な対応だと思うが、個別に対応するとミスにつながる可能性もある。
- (事務局) ホームページには、委員の名前を匿名化したうえで、委員ごとに全応募事業者に対して評価項目ごとの評点結果を公表する。選定結果の通知方法については検討し、必要があれば公募要項を修正する。
- (委員) 応募団体のこれまでの実績を調査するのか。
- (事務局) 応募書類に過去の実績を記入する箇所があり、そこで確認する。
- (委員) 公会堂の指定管理実績がある業者だけが応募してくることも限らない。新規にチャレンジするという場合もある。ただ、一般的には指定管理実績のある事業者が応募することが多い傾向にある。
- (委員) 公会堂はなかなか自主事業をしにくい施設であると承知をしているが、一方でせつかく指定管理者を選定するのであれば、効率の話だけではなく、独自性もあると面白いと思っている。特記仕様書の利用許可に係る記載を確認すると、物品の販売行為ができないことは理解できるが、展示もできないのか。例えばホワイエを利用した写真展等の企画はできないのか。
- (事務局) 展示だけなら可能。物品販売を目的とした展示はできない。特記仕様書の記載を修正する。
- (委員) なかなか提案は出てこないかもしれないが、工夫できる余地は残して

	おきたい。また、「杜の公会堂」というキャッチフレーズはいい言葉だと思う。公園に隣接する施設ということもあるので、求めすぎかもしれないが、公園の広場を活用するような提案が出てきても面白い。 (事務局) 土木事務所に申請することになるが、公園の利用は可能。そのような提案があった際には、自主事業の具体的なアイディアとして審査をいただきたい。 (委員) 自主事業でとれる金額は決まっているのか。 (事務局) 自主事業の実施にかかる費用に見合う金額を料金として取ることができる。ただし、料金が高すぎると区民の方が参加しづらくなるので、区にも相談し、料金や実施内容を決めたうえで自主事業を実施することになる。令和9年3月には、GREEN×EXP02027も開催されるので、にぎわいの場を創出していただくことは重要であると考え、自主事業の提案を認めている。 (委員) 書類審査だけでは評価の基準を設定するのが難しい。 (事務局) 事前にお渡しする資料だけでは、評価に迷うこともあると思う。そのために、第2回選定委員会では応募団体にプレゼンテーションをしていただき、委員から質問する時間を設けている。そのプレゼンテーションや質疑応答を経て審査の点数が変わることもある。 (委員) 評価の基準をどこに置くかは委員次第。採点方法についても、例えば5段階評価のうち、評価が普通であれば3、良ければ4、とても良ければ5にする方もいれば、評価が普通であれば4とする方もいるなどそれぞれ。ただ、5人の合計で審査するので、経験上、基本的には委員自身の考えで採点をしていただいても、バランスの取れた評価になると考えている。 (委員) 収支予算書に記載されている事務費と事務経費の違いは。 (事務局) 事務費は、指定管理施設を運営するための消耗品等の諸経費であり、事務経費とは指定管理施設を指定管理者が運営するための間接的な経費であり、主に法人本部における経費を想定している。
資 料 ・ 特 記 事 項	1 資料 (1) 選定委員会運営要綱 (2) 指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (3) 選定委員会名簿 (4) 選定スケジュール (案) (5) 瀬谷公会堂リーフレット (6) 公募要項 (案) (7) 仕様書 (案)

	(8) 特記仕様書（案） (9) 評価基準項目（案） (10) 指定管理者の応募関係書類（一部抜粋版） 2 特記事項 第2回選定委員会：8月21日（木）瀬谷公会堂会議室にて開催。
--	--